

(目的)

第1条 この方針は、武蔵野市（以下「市」という。）が保有する資金の保管及び運用に関して必要な事項を定めることにより、適正な資金管理を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において「資金」とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金に属する現金（以下「基金」という。）、制度融資に係る預託金及び一時借入金をいう。

(基本原則)

第3条 資金管理にあたっては、次に掲げるとおり優先度の高い順に安全性及び流動性を確保し、並びに効率性を追求することを原則とする。

- (1) 安全性の確保 資金元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管し、及び運用するとともに、預金については金融機関の経営の健全性に留意する。
- (2) 流動性の確保 支払等に支障を来さないために必要な資金を確保するとともに、想定外の資金ニーズに備え、資金の流動性を常に確保する。
- (3) 効率性の追求 安全性及び流動性を十分確保したうえで、運用収益の最大化を図るとともに、効率的な資金運用に努める。

(資金管理体制)

第4条 資金管理に関する事項は、武蔵野市歳計現金及び基金管理運用委員会（以下「委員会」という。）が審議し、市長に報告する。

- 2 委員会は、年度当初に関係各課から前年度の資金管理の実績報告を受け、この方針に基づき適正に資金管理が行われているか等について確認を行う。
- 3 委員会は、必要に応じて預金先及び運用先の金融機関からの説明聴取を実施するとともに、専門家の助言を求めるものとする。

(管理運用計画の策定等)

第5条 市は毎年度、適切な資金状況の把握及び予測による歳計現金資金管理計画及び基金運用計画を策定する。

- 2 資金不足が見込まれる場合の資金調達については、指定金融機関からの一時借入れ、市の内部資金の繰替運用又は債券の売現先取引のうち、効率性の高い方法による。

(管理運用の準則)

第6条 定期性の金融商品による保管及び運用にあたっては、当該商品を満期又は期限まで持ち切ることを原則とする。ただし、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める場合には、市は運用中の預金の解約又は債券等の売却（以下「途中売却」という。）を行うことができる。

- (1) 預金 第10条第2項に規定する対応を行う場合のほか、資金の安全性を確保するため必要な場合、流動性を確保するために止むを得ない場合又は安全性を十分に確保したうえで、効率性を向上させるため金融商品の入替えを行う場合
- (2) 債券 発行体の信用力の悪化その他予期される損害を回避する必要がある場合又は流動性の確保のための十分な対策をしていたにもかかわらず、預金の満期又は他の購入債券の償還期日を待つことができない緊急的な資金需要が発生した場合
- 2 前項各号の場合において、市は途中売却の理由及び方法等について説明書類を調製し、委員会において審議するものとする。
- 3 第1項第2号の場合において、債券を途中売却するときは、市は次に掲げるリスクを十分に勘案し、収益性向上のみを目的とした途中売却とならないよう細心の注意を払うものとする。
 - (1) 債券の時価評価、市場動向の把握及び予測等を適時適切に行う必要があり、この判断を誤った場合、想定し得ない損失が発生するリスク
 - (2) 計画的な管理運用又は再投資のサイクルが崩れてしまうことで、後年度の資金需要に対応することができないリスク
 - (3) 金利変動リスクを最小限に抑えるための期間の分散が機能しなくなるため、再投資時の市場動向に左右され、適切な運用更新を行うことができないリスク
- 4 資金運用にあたっては、安全性及び流動性を確保するため、特定の期間又は特定の金融機関若

しくは発行体の金融商品に集中しないよう、利率、市借入額との相殺、満期又は償還時期等を考慮し、分散して運用することを原則とする。

(歳計現金等)

第7条 歳計現金及び歳入歳出外現金（以下「歳計現金等」という。）の保管及び運用は、次に掲げる預金又は金融商品により行うものとし、預金については原則として指定金融機関を選定する。

- (1) 当座預金
- (2) 普通預金
- (3) 通知預金
- (4) 別段預金
- (5) 定期預金
- (6) 譲渡性預金
- (7) 譲渡性預金現先
- (8) 政府短期証券（F B）及び割引短期証券（T B）

2 歳計現金等の保管及び運用は、一会計年度内とする。

3 第1項に定めるもののうち、預金については第10条第1項に定める基準に該当する金融機関のものとし、有価証券については保管先機関の固有財産との分別管理及び資金の決済業務等が確実に行われる機関で保管するものとする。

(一時借入金の管理)

第8条 一時借入金は、歳計現金の例による。

2 一時借入金は、当該年度の資金状況、金利動向等を勘案し、指定金融機関又は市の公金を預金している金融機関等から資金が不足する期間及び金額を精査して借り受けるものとする。

(基金等の管理運用)

第9条 基金及び制度融資に係る預託金（以下「基金等」という。）の運用は、定額運用基金を除き、原則として個々の基金と個々の金融商品との対応付けを外し、基金残高と金融商品残高とを総額で対応付けて運用すること（以下「一括運用」という。）とし、基金等の目的並びに保管及び運用期間に応じて、次に掲げる預金又は金融商品により行う。

- (1) 第7条第1項第2号及び第5号から第8号までに定めるもの
- (2) 金銭信託（元本補填契約のあるものに限る。）
- (3) 国債
- (4) 政府保証債
- (5) 地方債
- (6) 地方債に準ずる債券（法令等により地方公共団体の健全な財政運営を支援するために設立された機関が発行する債券をいう。）
- (7) 財投機関債
- (8) 財投機関債に準ずる債券（政府資金の投入等、安全性及び信用性が高く、社会的貢献度が高い債券であることを前提とし、財務大臣指定格付機関のうち、購入手続日の時点において、少なくとも1社の信用格付がAA（ダブルA）の格付を取得しているものに限る。ただし、一般担保付きの場合は、信用格付がA（シングルA）以上の格付を取得しているものについては、この限りでない。）

2 基金等の運用は、積立て及び取崩しの計画等を勘案したうえで、1年を超えて行うことができる。ただし、10年を上限とする。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、委員会が安全性及び流動性を十分に確保したうえで、効率性の追求の観点から必要と認めるときは、20年を上限として基金等の運用を行うことができる。

4 一括運用により発生した運用収益は、一般会計予算の財政調整基金利子収入に計上するものとし、当該収益を当該年度の12月末日現在における各基金の残高の割合に応じて按分して求められる額を、当該年度末までに各基金に振り替えて収益の配分を行うものとする。

5 第1項に定めるものの取扱いについては、第7条第3項の規定を適用する。

(預金の取扱い)

第10条 預金においては、次に掲げる基準を満たす金融機関を選定するものとする。

- (1) 自己資本比率が、国際統一基準を適用する金融機関にあつては8パーセントを、国内基準を適用する金融機関にあつては4パーセントを下回らないこと。

- (2) 格付機関による格付が公表されている金融機関にあつては、複数の格付機関において、長期債の格付が投資適格等級に達していること。
 - (3) 市との事務処理等が円滑に行われること。
 - (4) その他株価や預金量の推移等により、経営の健全性が損なわれていないと総合的に判断されること。
- 2 預金先の金融機関が前項各号のいずれかに該当しないこととなった場合の対応は、次に掲げるとおりとする。ただし、当該金融機関への預入金額が、市及び市が債務保証する団体等が当該金融機関に対して有する債務の合計額の範囲内であり、相殺が可能な場合は、この限りでない。
- (1) 預入期間の短縮、預入金額の減額及び預金商品の制限
 - (2) 新規預金の停止
 - (3) 中途解約
- 3 前項の対応を決定する場合は、預金先金融機関から直近の財務状況等を聴取するものとする。
- 4 危険の分散を図るため、必要に応じて一金融機関当たりの預入金額の上限を設定するものとする。ただし、預金と債務の相殺が可能な場合は、この限りでない。
- (経営状況の把握)

第11条 市は、資金の預金先及び運用先の金融機関の経営状況についての的確に把握するため、常時情報収集に努めるとともに、四半期又は決算期（中間決算を含む。）ごとに健全性、収益性、効率性及び流動性の観点から、業態内比較、時系列推移等により分析及び評価を行う。この場合において、必要と認めるときは、預金先及び運用先の金融機関からの説明や専門家の助言を求めるものとする。

- 2 市は、歳入現金の安全を図るため、市が指定する指定代理金融機関及び収納代理金融機関についても、適宜経営状況の把握に努める。

(取引先の決定)

第12条 取引先金融機関又は証券会社（以下「取引先金融機関等」という。）の決定は、競争入札方式を原則とする。ただし、事前に取引先金融機関等から市場金利等と比較して著しく有利な条件の提示があった場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、新発債等の価格競争の余地がない場合であつて、確実な金融商品の確保が可能であり手続等において優位性があるときに限り、事前に取引先金融機関等を決定することができるものとする。

付 則

この方針は、平成14年7月1日から適用する。

付 則（平成20年5月1日）

この方針は、平成20年5月1日から適用する。

付 則（平成30年3月15日）

この方針は、平成30年3月15日から適用する。

付 則（平成30年6月13日）

この方針は、平成30年6月13日から適用する。

付 則（令和7年2月26日）

この方針は、令和7年2月26日から適用する。